

# 令和2年度 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査 実施要領

## 1. 調査対象となる学校

全国の国公立及び株式会社立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち、「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果」（令和元年8月7日公表）※において、ブロック塀等を有する学校のうち、[外観に基づく点検、又はブロック内部の点検の結果、安全性に問題があるブロック塀等を有する学校]、[点検が未完了の学校]及び[未報告の学校]として報告した学校を調査対象とする。

なお、上記調査の結果上、ブロック塀等を有する学校のうち、[保有する全てのブロック塀等の安全性を確保している学校]及び[ブロック塀等を有していない学校]として報告した学校は調査対象外とし、調査票の提出を要しない。

（調査対象となる学校数については、「【参考1】対象となる学校数（都道府県・国公立学校別）」及び「【参考2】対象となる学校数（前回調査結果より）」を参照。株式会社立学校は私立学校分に含めている。）

※ 「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果及び早急な安全対策の完了について（通知）」（令和元年8月7日（元施参事第25号））にて、結果を通知。

## 2. 調査時点

令和2年9月1日（火）現在の状況を調査する。

## 3. 調査対象となるブロック塀等

学校敷地内に設置されている、組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）

※ 組積造：レンガ・石等を積み上げた構造

※ 1～2段程度など、高さの低いブロック塀等について、特定行政庁が「建築基準法上のブロック塀等の塀には該当しない」と判断したものは、調査対象外とする。

## 4. 提出期限

令和2年10月9日（金） 17時

※ 提出期限は厳守でお願いします。ただし、期限までの提出が困難な事情がある場合は、7. 提出先と提出方法に示されている文部科学省の各担当課までご相談ください。

## 5. 提出資料

【調査票3】令和2年度ブロック塀等の安全対策等状況調査票（文部科学省へ提出）

※ 国立大学法人においては、【調査票2】のみを提出してください。

## 6. 添付資料（作業要領）

### ● 作業 1：【調査票 1】調査対象学校の安全対策等状況入力用

[学校設置者の作業用]

- ①：[シート名：調査票]に、公立学校は学校設置者にて域内の所管・所轄する学校のうち調査対象となる学校の情報を、国立学校及び私立学校は学校設置者にて設置する学校のうち調査対象となる学校の情報を記入する。
- ②：[シート名：調査票] の AE 列に「●」が表示された学校については、[シート名：補足調査票]に補足情報を記入する。
- ③：[シート名：集計表]に①及び②の情報が自動集計される。セル A11～BS18 をコピーし、以下の作業 2 の④に示す作業を行う。

### ● 作業 2：【調査票 2】学校設置者データ集計用（取りまとめ先へ提出）

[学校設置者の作業用]

- ④：[シート名：学校設置者データ集計表]に③でコピーしたデータを A11～BS18 に貼り付ける。

この際に、[値]で貼り付けを行い、正しく転記が出来ているか確認する。

担当者連絡先を記入し、全ての作業が終了後、取りまとめ先（公立学校の場合は学校を所管する都道府県教育委員会の担当局課、私立学校の場合は学校を所轄する都道府県知事の担当局課）に提出する。

※ 国立大学法人においては、正しく転記が出来ているか確認後、7. 提出先と提出方法に示されている文部科学省の担当課に提出する。（作業 3 は実施する必要なし）

### ● 作業 3：【調査票 3】令和 2 年度ブロック塀等の安全対策等状況調査票（文部科学省へ提出）

[都道府県教育委員会又は都道府県知事の作業用]

- ⑤：[シート名：各学校設置者データ集計]のセル AD1 にある、プルダウンより「公立学校、国立学校、私立学校」の別を選択し入力する。
- ⑥：[シート名：各学校設置者データ集計]のセル A11 に都道府県名を入力する。
- ⑦：[シート名：各学校設置者データ集計]に各学校設置者から提出のあった【調査票 2】のデータ（公立学校はセル A11～BW18、私立学校はセル A11～BS18）をコピーして、学校設置者ごとに貼り付ける。

この際に、[値]で貼り付けを行い、正しく転記が出来ているか確認する。

- ⑧：[シート名：県データ集計表]に⑦の情報が自動集計される。参考に添付した「【参考 1】対象となる学校数（都道府県別・国公立私立学校別）」に記載されている学校数と本シート C 列の調査対象となる学校数が一致しているか、各学校設置者から提出されたデータが正しく転記が出来ているか確認後、7. 提出先と提出方法に示されている文部科学省の各担当課に提出する。

なお、参考に添付した「【参考 1】対象となる学校数（都道府県別・国公立学校別）」に記載されている学校数と本シートC列の調査対象となる学校数が一致していない場合は、未報告等の学校がないか再度確認を行うこと。

※ 調査票1・2は提出いただく必要はありません。

## 7. 提出先と提出方法

下記の提出先までメールにて提出する。

調査対象機関	文部科学省の各担当課・連絡先	
	部署・係名	提出先（メールアドレス）・連絡先
国立大学法人の附属学校	大臣官房文教施設企画・防災部 計画課 調査係	keikaku@mext. go. jp 03-6734-2548
公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園	初等中等教育局 幼児教育課 振興係	youji-shinkou@mext. go. jp 03-6734-2714
公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 調査係	tyousa-j@mext. go. jp 03-6734-2078
私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園	初等中等教育局 幼児教育課 振興係	youji-shinkou@mext. go. jp 03-6734-2714
私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに株式会社立学校	高等教育局私学部 私学助成課 助成第二係	josei2@mext. go. jp 03-6734-2774

（提出方法）

提出先：上記、文部科学省の各担当課・連絡先

件名：【〇〇】令和2年度 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査

添付ファイル名：【〇〇】令和2年度ブロック塀等の安全対策等状況調査票

※ 〇〇には、都道府県番号及び都道府県名を記入する。

なお、国立大学法人においては、大学名を記入する。

## 8. 調査票に関する問い合わせ先（国公立に関わらず以下へ問い合わせください）

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付 施設防災企画係

bousai@mext. go. jp

03-6734-3184

# ブロック塀等調査票 作業要領

この資料は、本調査における学校設置者用の作業用として配布する【調査票1】調査対象学校の安全対策等状況入力用（Excel データ）の [シート名：調査票] 及び [シート名：補助調査票] に係る記入要領です。

## 1. 作業シート (Excel データ) の記入要領

個別シート ([シート名：調査票] 及び [シート名：補助調査票]) の入力内容は、集計シート [シート名：集計表] へ自動的に集計される。表示された結果に誤り等が無いか確認の上、取りまとめ先に提出する。

記入に当たっては、「【別紙1】選択の要領図」を参照する。

### <本調査における用語の定義>

- 「安全対策」とは、安全性に問題があるブロック塀等を「改修」、「再整備」、「再整備に向けた撤去」、「恒久的な撤去」のいずれかを行うこと。
- 「改修」とは、既存のブロック塀等を技術基準\*に適合するよう改修を行うこと。
- 「再整備」とは、既存のブロック塀等を撤去し、ブロック塀やフェンス等を新しく設置すること。
- 「再整備に向けた撤去」とは、新たな困障の整備に向け、既存のブロック塀等の撤去を行うこと。
- 「恒久的な撤去」とは、既存のブロック塀等を撤去し、ブロック塀やフェンス等を新しく設置しないこと。
- 「注意喚起措置」とは、トラロープやトラテープ、三角コーン、コーンバー、単管バリケード等により立入禁止場所を区画し、進入できなくする措置や、地震災害時における倒壊の危険性を示す表示の設置等。
- 「児童生徒が容易に近寄れる場所」とは、道路に面しているなど児童生徒が容易に近寄れると学校設置者において判断する場所のこと。植栽等内に設置されているなど児童生徒が容易には近寄れないと学校設置者において判断する場所は対象外とする。

※ 技術基準：建築基準法施行令（第六十一条、六十二条の六、六十二条の八）、「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（国土交通大臣指定耐震改修センター、一般社団法人 日本建築防災協会）等

### シート名：調査票

#### 入力方法

- 令和2年9月1日現在の状況を記入する。
- 緑色のセルは自動で入力される。
- 入力が不要なセルに数値を入力するとセルはピンク色に変わる。  
(D列(調査対象となる学校のうち、廃校となった学校)、E列(保有する全てのブロック塀が調査対象外となった学校)のいずれかに「○」を入力した場合)
- [シート名：調査票]に入力後、正しく入力が出ていない場合は、A F列(記載内容判定)にNG、A G列に「※入力内容に誤りがあります」と表示されるので入力内容を確認する。
- [シート名：調査票]に入力後、A E列(補足調査票記入対象学校)に「●」が表示され、[シート名：補足調査票]が正しく入力が出ていない場合は、A F列

<p>(記載内容判定)にNG、AG列に「※補足調査票を記入ください」と表示されるので[シート名：補足調査票]に必要事項を記入する。</p> <p>※「[シート名：補足調査票]入力方法」を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象となる学校のうち、前回調査以降に廃校となった学校は、D列（調査対象となる学校のうち、廃校となった学校）にプルダウンより「○」を入力する。</li> <li>● 調査対象となる学校のうち、前回調査以降に保有する全てのブロック塀等が調査対象外となった学校は、E列（保有する全てのブロック塀が調査対象外となった学校）にプルダウンより「○」を入力する。</li> <li>● 未報告の学校が無いよう確認すること。</li> <li>● 外観に基づく点検、ブロック内部の点検の内容は、「<u>学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）（平成30年6月29日（30施企第12号））</u>」に示されているとおり。「（参考）点検内容」を参照。</li> </ul> <p>※「（参考）点検内容」を参照。</p>
<p><b>【学校設置者名】</b>（セル：A11）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校設置者名を記入する。</li> </ul>
<p><b>【学校種別】</b>（B列）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● プルダウンで選択する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>【調査対象学校名】</b>A（C列）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校名を記入する。</li> </ul>
<p><b>【調査対象となる学校のうち、廃校となった学校】</b>（D列）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象となる学校のうち、前回調査以降（平成31年4月2日以降）に廃校となった学校は、D列【調査対象となる学校のうち、廃校となった学校】にプルダウンより「○」を入力する。</li> </ul> <p>➡ <u>作業完了</u>（当該学校については、以下の①は回答の必要なし。）</p>
<p><b>【保有する全てのブロック塀が調査対象外となった学校】</b>（E列）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象となる学校のうち、前回調査以降（平成31年4月2日以降）に保有する全てのブロック塀等が調査対象外となった学校は、E列【保有する全てのブロック塀が調査対象外となった学校】にプルダウンより「○」を入力する。</li> </ul> <p>➡ <u>作業完了</u>（当該学校については、以下の①は回答の必要なし。）</p>
<p><b>①ブロック塀等の安全対策等の全長</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ブロック塀等の安全対策等の全長について、ブロック塀等毎に長さ（m）を整数で記入する。（「0」や小数点以下は入力しない。）</li> </ul>
<p>①-0. 【点検済み：外観に基づく点検及びブロック内部の点検によりブロック塀等の安全性の確認が取れた全長】</p>
<p>①-1. 【実施済み（対策完了）：ブロック塀等以外の困障への再整備、又は恒久的な</p>

**撤去の安全対策を完了した全長】**

- ①-2. 【実施済み（撤去のみ完了）：新たな困障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな困障の整備は令和3年3月末までに完成予定）】
- ①-3. 【実施済み（撤去のみ完了）：新たな困障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな困障の整備は令和3年4月以降に完成予定）】
- ①-4. 【実施済み（対策完了）：改修、又は新たなブロック塀等への再整備を行い、安全対策を完了した全長】
- ①-5. 【実施予定：令和3年3月末までに完了\*予定の全長】
- ①-6. 【実施予定：令和3年4月以降に完了\*予定の全長】
- ①-7. 【点検未実施：ブロック内部の点検が未完了の全長】
- ①-8. 【点検未実施：外観に基づく点検が未完了の全長】

※完了とはブロック塀等の安全対策工事が完了したものを指す。

- ①ブロック塀等の安全対策等の全長の回答の仕方の解説 -

一つの学校において、複数のカテゴリに該当する場合は、複数のカテゴリに記入する

例：令和2年9月1日時点で保有しているブロック塀等20mのうち、10mは令和2年9月1日現在で改修を完了、10mは令和3年3月末までに完了予定の場合、①-4と①-5のカテゴリにそれぞれ10と記入する。

- 0. 【点検済み：外観に基づく点検及びブロック内部の点検によりブロック塀等の安全性の確認が取れた全長】
  - 平成31年4月2日以降に、外観に基づく点検及びブロック内部の点検によりブロック塀等の安全性の確認が取れたブロック塀等の全長を記入する。
- 1. 【実施済み（対策完了）：ブロック塀等以外の困障への再整備、又は恒久的な撤去の安全対策を完了した全長】
  - 平成31年4月2日以降に、ブロック塀等以外の困障（フェンス等）への再整備や恒久的な撤去の工事を完了したブロック塀等の全長を記入する。
- 2. 【実施済み（撤去のみ完了）：新たな困障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな困障の整備は令和3年3月末までに完成予定）】
  - 令和3年3月末までに、新たな困障が完成する計画はあるものの、令和2年9月1日までに、全ての既存ブロック塀等を撤去した全長を記入する。
- 3. 【実施済み（撤去のみ完了）：新たな困障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな困障の整備は令和3年4月以降に完成予定）】
  - 令和3年4月以降に、新たな困障が完成する計画はあるものの、令和2年9月1日までに、全ての既存ブロック塀等を撤去した全長を記入する。
- 4. 【実施済み（対策完了）：改修、又は新たなブロック塀等への再整備を行い、安全対策を完了した全長】
  - 平成31年4月2日以降に、改修や新たなブロック塀等への再整備の工事を完了したブロック塀等の全長を記入する。

5. 【実施予定：令和3年3月末までに完了予定の全長】

- ◎ 安全性に問題があると判明したブロック塀等のうち、令和3年3月末までに、安全対策が完了予定のブロック塀等の全長を記入する。

6. 【実施予定：令和3年4月以降に完了予定の全長】

- ◎ 安全性に問題があると判明したブロック塀等のうち、令和3年4月以降に、安全対策が完了予定のブロック塀等の全長を記入する。

7. 【点検未実施：ブロック内部の点検が未完了の全長】

- ◎ 令和2年9月1日時点で外観に基づく点検は完了しているが、ブロック内部の点検が未完了のブロック塀等の全長を記入する。

※令和2年9月以降に、ブロック内部の点検を行わず安全対策を実施する予定のブロック塀等の全長を含む。

8. 【点検未実施：外観に基づく点検が未完了の全長】

- ◎ 令和2年9月1日時点で外観に基づく点検が未完了のブロック塀等の全長を記入する。

※令和2年9月以降に、外観に基づく点検を行わず安全対策を実施する予定のブロック塀等の全長を含む。

➡ (①-1～①-4のカテゴリにのみ記入した場合) 作業完了

➡ (①-5～①-8のカテゴリのいずれかに記入した場合) [シート名：補足調査票]に必要事項を記入する。

※「[シート名：補足調査票]入力方法」を参照。

②ブロック塀等の有無（自動入力）

- ②ブロック塀等の有無の解説 -

【ブロック塀等を有する学校】 B

- ◎ 今後、ブロック塀等以外の囲障（フェンス等）への再整備や恒久的な撤去を行う予定であっても、令和2年9月1日時点でブロック塀等を有している学校は計上される。

- ◎ 工事契約期間中において、令和2年9月1日時点で既存ブロック塀等の撤去が完了していない場合は「ブロック塀等を有する学校」として計上される。

（例：ブロック塀撤去後、フェンス再設置をする工事の際に、9月1日時点でブロック塀等が撤去されていない場合は「ブロック塀等を有する学校」となる。）

【ブロック塀等を有していない学校】 C

- ◎ 平成31年4月2日以降に、ブロック塀等以外の囲障（フェンス等）への再整備や恒久的な撤去を行い、令和2年9月1日現在でブロック塀等を有していない学校は計上される。

- ◎ 工事契約期間中において、令和2年9月1日時点で、すべての既存ブロック塀等の撤去工事が完了している場合は「ブロック塀等を有していない学校」として計上される。

（例：ブロック塀撤去後、フェンス再設置をする工事の際に、9月1日時点でブロック塀等が撤去されているが、フェンス再設置をする工事が完了していない場合は、「ブロック塀等を有していない学校」となる。）

- 令和2年9月2日以降、新たな囲障を整備する計画はあるものの、同年9月1日までに、全ての既存ブロック塀等の撤去が完了している場合は「ブロック塀等を有していない学校」として計上される。

(例：8月31日までに、全ての既存ブロック塀等の撤去は完了しており、新たな囲障を整備する契約について、まだ締結していない場合は、「ブロック塀等を有していない学校」となる。)

### ③ブロック塀等を有する学校（自動入力）

#### - ③ブロック塀等を有する学校の解説 -

複数箇所に該当する場合には、安全対策の進捗が一番遅れている状況のカテゴリに「○」が表示される。

[遅れている状況順] L→K→I→H→F→E

#### 【外観に基づく点検及びブロック内部の点検によりブロック塀等の安全性の確認が取れた学校】 E

- 平成31年4月2日以降に、外観に基づく点検及びブロック内部の点検で、保有する全てのブロック塀等の安全性の確認が取れた学校は計上される。

#### 【改修、又は新たなブロック塀等への再整備を行い、安全対策を完了した学校】 F

- 平成31年4月2日以降に、改修や新たなブロック塀等への再整備を行い、安全対策を完了しているブロック塀等を有する学校は計上される。

#### 【保有する全てのブロック塀等の安全対策を令和3年3月末までに完了予定の学校】 H

- 令和2年9月1日時点において、保有する全てのブロック塀等が安全性に問題があると判断しており、ブロック塀等の安全対策を令和3年3月末までに完了する予定の学校は計上される。

#### 【保有する全てのブロック塀等の安全対策を令和3年4月以降に完了予定の学校】 I

- 令和2年9月1日時点において、保有する全てのブロック塀等が安全性に問題があると判断しており、ブロック塀等の安全対策を令和3年4月以降に完了する予定の学校は計上される。

#### 【外観に基づく点検は完了しているが、ブロック内部の点検が未完了の学校】 K

- 保有する全てのブロック塀等の外観に基づく点検が完了しているが、ブロック内部の点検が未完了の学校は計上される。
- 令和2年9月以降に、ブロック内部の点検を行わず安全対策を実施する予定の学校は計上される。

#### 【外観に基づく点検が未完了の学校】 L

- 保有する全てのブロック塀等の外観に基づく点検が完了していない学校は計上される。
- 令和2年9月以降に、外観に基づく点検を行わず安全対策を実施する予定の学校は計上される。



#### ④ブロック塀等を有していない学校（自動入力）

##### - ④ブロック塀等を有していない学校の解説 -

複数箇所に該当する場合には、安全対策の進捗が一番遅れている状況のカテゴリに「○」が表示される。

[遅れている状況順] P→O→M

##### 【ブロック塀等以外の囲障への再整備、又は恒久的な撤去の安全対策を完了した学校】 M

- 平成31年4月2日以降に、ブロック塀等以外の囲障（フェンス等）への再整備や恒久的な撤去を行い、令和2年9月1日現在でブロック塀等を有していない学校は計上される。

##### 【新たな囲障への再整備に向けた撤去を完了した学校】 N

- 令和2年9月2日以降、新たな囲障が完成する計画はあるものの、同年9月1日までに、全ての既存ブロック塀等の撤去が完了しており、ブロック塀等を有していない学校は計上される。

##### 【新たな囲障への再整備については令和3年3月末までに完了予定の学校】 O

- 【新たな囲障への再整備に向けた撤去を完了した学校】 Nのうち、令和3年3月末までに、新たな囲障が完成し、安全対策が完了する学校は計上される。

##### 【新たな囲障への再整備については令和3年4月以降に完了予定の学校】 P

- 【新たな囲障への再整備に向けた撤去を完了した学校】 Nのうち、令和3年4月以降に、新たな囲障が完成し、安全対策が完了する学校は計上される。

#### シート名：補足調査票

##### 入力方法

- 令和2年9月1日までに安全点検や安全対策が完了していない学校（[シート名：調査票] A E列（補足調査票記入対象学校）に「●」が表示された学校）のみ記入する。
- 緑色のセルは自動で入力される。
- 入力が必要なセルは水色で表示される。正しく入力されればセルの色は水色から白色に変わる。
- 入力が不要なセルに数値を入力するとセルはピンク色に変わる。
- [シート名：補足調査票]に入力後、正しく入力が出来ていない場合は、A F列（記載内容判定）にNGと表示されるので入力内容を確認する。
- A F列（記載内容判定）にOKが表示された場合、[シート名：調査票] A F列にOKと表示されることを確認する。

##### 【学校設置者名】（自動入力）

- [シート名：調査票]から学校設置者名が転記される。

##### 【学校種別】（自動入力）

- [シート名：調査票]から学校種別が転記される。

【調査対象学校名】 A（自動入力）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ [シート名：調査票]から学校名が転記される。</li> </ul>
①ブロック塀等の安全対策等の全長（自動入力）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ [シート名：調査票]から①-5～①-8の全長が転記される。</li> </ul>
注-5～注-8. 【①-5～①-8のうち、注意喚起措置済の全長】
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 注-5 M列（注-5a）とO列（注-5b）の合計が計上される。</li> <li>○ 注-6 Q列（注-6a）とS列（注-6b）の合計が計上される。</li> <li>○ 注-7 U列（注-7a）とW列（注-7b）の合計が計上される。</li> <li>○ 注-8 Y列（注-8a）とAA列（注-8b）の合計が計上される。</li> </ul>
⑤児童生徒が容易に近寄れる場所／近寄れない場所にある全長
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①ブロック塀等の安全対策等の全長のうち、児童生徒が容易に近寄れる場所／近寄れない場所にあるブロック塀等毎に長さ（m）を整数で記入する。 （「0」や小数点以下は入力しない。）</li> <li>○ また、注意喚起措置済のブロック塀等毎に長さ（m）を整数で記入する。 （「0」や小数点以下は入力しない。）</li> </ul> <p>※「児童生徒が容易に近寄れる場所」「注意喚起措置」の定義については、4頁&lt;本調査における用語の定義&gt;を参照。</p>
⑤-5a～⑤-8a. 【①-5～①-8のうち、児童生徒が容易に近寄れる場所にある全長】
⑤-5b～⑤-8b. 【①-5～①-8のうち、児童生徒が容易に近寄れない場所にある全長】
<p>- ⑤児童生徒が近寄れる場所／近寄れない場所にある全長の回答の仕方の解説 -</p> <p><u>5a～8aのいずれかに数値を記入した場合、AD列（児童生徒が容易に近寄れる場所のブロック塀等の有無）が「有」と表示され、</u></p> <p><u>5a～8aのいずれにも数値を記入しなかった場合、AD列（児童生徒が容易に近寄れる場所のブロック塀等の有無）が「無」と表示されることを確認する。</u></p> <p>例：⑤-8aが2m、⑤-8bが6mの場合、AD列（児童生徒が容易に近寄れる場所のブロック塀等の有無）は「有」と表示される。</p> <p>5a～8a. 【児童生徒が容易に近寄れる場所にあるブロック塀等の全長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①-5～①-8で記入した全長のうち、児童生徒が容易に近寄れる場所にある全長を記入する。</li> </ul> <p>5b～8b. 【児童生徒が容易に近寄れない場所にあるブロック塀等の全長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①-5～①-8で記入した全長のうち、児童生徒が容易に近寄れない場所にある全長を記入する。</li> </ul>
注-5a～注-8a. 【⑤-5a～⑤-8aのうち、注意喚起措置済の全長】
注-5b～注-8b. 【⑤-5b～⑤-8bのうち、注意喚起措置済の全長】
<p>- ⑤のうち、注意喚起措置済の全長の回答の仕方の解説 -</p> <p><u>注-5a～注-8a及び注-5b～注-8bの数値は左隣セルの数値（⑤-5a～⑤-8a及び⑤-5b～⑤-8b）を超えないことを確認する。</u></p> <p>例：⑤-6bが36m、注-6bが30m</p>

注-5a～注-8a及び注-5b～注-8bの数値が左隣セルの数値（⑤-5a～⑤-8a及び⑤-5b～⑤-8b）と一致した場合、A E列（注意喚起措置の状況）が「○」と表示されることを確認する。

例：⑤-7bが15m、注-7bが15mで数値が一致していても、⑤-6bが36m、注-6bが30mで数値が一致していない場合、「○」は表示されない。

注-5a～注-8a. 【児童生徒が容易に近寄れる場所にあるブロック塀等のうち、注意喚起措置済の全長】

- ⑤-5a～⑤-8aで記入した全長のうち、注意喚起措置済の全長を記入する。

注-5b～注-8b. 【児童生徒が容易に近寄れない場所にあるブロック塀等のうち、注意喚起措置済の全長】

- ⑤-5b～⑤-8bで記入した全長のうち、注意喚起措置済の全長を記入する。

## ⑥未完了の理由

- 令和2年9月1日までに、安全点検や安全対策が完了していない主な理由を、下記の項目から選択し、ローマ数字をプルダウンから入力する。

- I. 建物に挟まれている、隣地が崖地であるなど、工事（点検）が困難であるため
- II. 民有地や公道等との境界にあり、工事（点検）の調整に時間を有するため
- III. 新型コロナウイルス感染症により、予定していた工事（点検）に遅れが生じているため
- IV. その他（後日、聞き取り調査をさせていただく場合があります。）

※ 未完了の理由の集計表への計上については、安全対策の進捗が一番遅れている状況のカテゴリの項目に自動で計上されます。

[遅れている状況順] ①-8(L) → ①-7(K) → ①-6(I) → ①-5(H)

## 2. 留意事項

### 調査票の確認

- ・ ブロック塀等を有する学校又はブロック塀等を有していない学校の区分欄に記載されているアルファベットが、「③ブロック塀等を有する学校」及び「④ブロック塀等を有していない学校」欄において「○」が表示されたカテゴリ\*のアルファベットと相違がないか確認してください。

※ 各学校において表示される2箇所の「○」のうち、左側の「○」のカテゴリ

- ・ 記載内容判定欄に「NG」が記載されていないかを確認してください。
- ・ 調査票の数値が、集計表の数値と相違がないか確認してください。

### 調査結果の公表

- ・ 公立学校については、学校設置者毎の状況を取りまとめて公表する予定です。
- ・ 国立学校及び私立学校については、都道府県等毎の状況を取りまとめて公表する予定です。
- ・ 各学校設置者においては、学校におけるブロック塀等の安全点検、安全対策や注意喚起措置の実施状況に関する情報について、公表に努めるようお願いします。

## (参考) 点検内容

- ・「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）（平成30年6月29日（30施企第12号）」と同様です。

### ●外観に基づく点検

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、外観に基づき行う点検を「外観に基づく点検」とする。

外観目視等により、以下の事項について問題がないか確認する。

- 1) 高すぎないか。（組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下） ※ 高さは地盤面から計測する。
- 2) 厚さは十分か。（組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm（高さ2m超は15cm）以上）
- 3) 控え壁があるか。（組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける）（高さが1.2mを超える場合のみ）
- 4) 基礎があるか。
- 5) 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなど（以下「亀裂等」という。）が生じたりしていないか。

※ 補強コンクリートブロック造については、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は、1)～4)の仕様基準によらないことができる。

※ 直近の建築基準法第12条の規定に基づく「塀」の点検において、1)～4)の事項に適合していること、5)の事項に問題がないことが確認されている場合は、当該事項の確認が完了しているとする可とする。

### ●ブロック内部の点検

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、ブロック内部の点検を「ブロック内部の点検」とする。

設計図書等やブロックの一部取り外し等により、以下の事項について問題がないか確認する。

- 1) 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第62条の6に照らして適切か。
- 2) 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
- 3) 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。

※ 構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられた補強コンクリートブロック造の塀であることが設計図書等により確認できる場合は、1)～3)の仕様基準によらないことができる。

※ 直近の建築基準法第12条の規定に基づく「塀」の点検において、1)～3)の事項に適合していることが確認されている場合は、当該事項の確認が完了しているとする可とする。

## ●留意事項

- ・点検に際しては、建築技術者等による確認の下で実施するようお願いします。特にブロック内部の点検については、建築技術者等が直接実施するようお願いします。
- ・点検にあたっては、「学校におけるブロック塀等の安全点検に係る特定行政庁の建築部局との連携について」（平成30年6月20日付け事務連絡）のとおり、必要に応じ特定行政庁の建築部局と連携し実施するようお願いします。
- ・上記の点検方法の他に、ブロック塀等の耐震性や劣化状況の確認については、平成31年1月に耐震改修促進法の基本方針別添の耐震診断方法と同等の方法として、国土交通大臣に認定された「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（国土交通省大臣指定耐震改修センター、一般財団法人日本建築防災協会）に示される診断基準により点検を実施していただいても構いません。